

Q547. 懲戒処分をした者の氏名や事実を公表することはできますか。

就業規則に「懲戒事実を公表することがある」旨の規定を定め、従業員に周知していれば、労働者の氏名も含めて公表することはできます。

しかし、公表内容等がプライバシー侵害や名誉毀損に該当しないように注意する必要がありますので、原則として氏名は公表せずに、例外的に氏名を公表するのは、懲戒事実が悪質・重大で企業内外への影響が大きいといった場合に限るのが妥当だと考えます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成